

# 由利本荘市地方就職学生支援金 交付要件チェック表

氏名 ( )

## ■交付要件 (下記を全て満たす必要があります)

### (1) 移住元に関する要件

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏※内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業・修了している。  
\*在学中の交通費の申請については、卒業又は修了する見込みである場合も対象となります。

地方就職学生支援事業の対象となる大学・  
学部はこちらでご確認ください。



- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏※内に継続して在住している。

※「東京圏」とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のことと言います。

ただし、以下の条件不利地域を除きます。

<条件不利地域>

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

### (2) 移住先に関する要件

- ① 市に転入している。  
\*在学中の交通費の申請については、秋田県内の企業等に就職することが内定している場合も対象。
- ② 申請時において、大学等を卒業・修了した日から1年以内かつ就業を開始した日から1年以内である  
\*在学中の交通費の申請については、申請時において就業を開始する予定日の前1年以内であること
- ③ 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有している  
\*在学中の交通費の申請については、下記(3)の要件を満たす企業等に就職し、本市に転入する意思を有している

### (3) 就職先（内定先）に関する要件

- ① 勤務地が県内に所在する企業等に、大学等を卒業・修了してから1年以内に就職している
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でない
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない
- ④ 第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除いた官公庁等ではない  
\*ただし、交通費・移転費が支給されていない
- ⑤ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であるまたは見込みである
- ⑥ 市から通勤可能な地域への勤務地限定型社員としての採用またはその予定である

#### (4) その他要件

- ① 申請者が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- ② 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ③ その他、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でない

#### ■申請必要書類 (郵送または持参《申請〆切：当該年度の2月15日まで》)

- ① 由利本荘市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ② 就職先（内定先）企業による証明書（様式第2号）
  - ③ 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）  
※在学中に交通費を申請する場合  
在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること）
  - ④ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
  - ⑤ 就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書
  - ⑥ 住民票の写しなど移住元の住所及び居住期間の確認ができるもの。  
住民登録をうつしていない場合は、賃貸住宅の賃貸借契約書等の写しや複数月の家賃支払い・公共料金支払い領収書等
  - ⑦ 預金通帳又はキャッシュカードの写し  
(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの)
- ※ その他、追加で申請に必要な書類提出を市から求められる場合があります。

#### ■支援金の返還 (次のいずれかに該当する場合は、支援金を返還していただきます)

##### 全額の返還

- ①申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ②報告等を求められた場合において、正当な理由がなく、その対応を行わない場合
- ③（在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から1年以内に要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ④（在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から1年以内に由利本荘市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く）
- ⑤要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合  
(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
- ⑥転入日から3年未満に由利本荘市以外の市区町村に転出した場合

##### 半額の返還

- ①転入日から3年以上5年以内に由利本荘市以外の市区町村に転出した場合

（お問い合わせ）

由利本荘市企画振興部

移住支援課

〒015-8501由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6247

E-mail [iju@city.yurihonjo.lg.jp](mailto:iju@city.yurihonjo.lg.jp)